

六甲アイランド CITY

地域広報紙



東日本大震災にて 被災された地域の皆様への 支援金に関する報告

災害発生地域の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

皆様にご協力を頂き、義援金箱でお預かり致しました義援金、平成23年3月30日付振込み金額1,594,554円と5月6日付振込み金額1,971,696円、合計3,566,250円につきましては「神戸市社会福祉協議会」へ寄付させて頂きました。

六甲アイランド災害支援本部としては、各管理組合フロント設置義援金箱による寄付受付については4月30日をもって終了させていただきました。今後は六甲アイランド島内の飲食店舗等に設置した100円玉募金箱と各種イベント等の場での募金活動を10月末まで続けていく予定です。

引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



▲昨年の総代会の様子



今年の総代会は、6月5日(日)にリバーモール西側のインターセンター3階バンケットホールで午後1時から開催されます。会議に先立ち、この六甲アイランドだより(自治会報)で議案書の内容を住民の皆様に公開します。推薦もしくは立候補で総代になられた方は、総代会当日のご出席もしくは委任状のご提出を宜しくお願いします。

**安心・安全のまちづくりに
ようこそ六甲アイランドへ!!
ご協力を!!**

第19期定期総代会開催!
インターセンター3階 バンケットホール
6月5日(日) 午後1時

今年の総代会は、6月5日(日)にリバーモール西側のインターセンター3階バンケットホールで午後1時から開催されます。会議に先立ち、この六甲アイ

ンドだより(自治会報)で議案書の内容を住民の皆様に公開します。推薦もしくは立候補で総代になられた方は、総代会当日のご出席もしくは委任状のご提出を宜しくお願いします。

自治会活動を振り返つて 第19期(2010年度)事業報告

自治会長 北岡 英希

今期は自治会長の新旧交代といふ大きな転換からスタートしましたので、着任早々に私は6月の役員会で「重点活動方針」を発表致しました。その中で「当面の課題と今後の取組み」として明言した内容に添つて今期の活動の総括を致します。

同じマンションに住む方々が自然な形で挨拶を交わす姿はとても気持ちのよいものです。またこの挨拶の定着によって外部からの不審者が容易に侵入することを防ぐ効果がある、と言っています。私を筆頭に自治会役員、管理組合理事会の方々は、率先して建物の内外で挨拶を励行していくように心がけてきました。十分にできたとは言い切れませんが、引き続き六甲アイランド住民どうしの「よい習慣」となるように継続したいものです。

1 「防犯・防災体制の見直しと連携強化」

(1) 街区ごとの総点検実施

昨年6月に神戸市危機管理局を招聘して地震の後に起こるであろう「津波」の被害に対する勉強会を行い、「防災マップ」の更新に着手しました。そして今年3月6日(日)に当自治会加盟の街区で一斉に「防災訓練」を実施し、安否確認や「防災マップ」の配布を行いました。



▲防災訓練の様子

◀防災マップ

(3) 「交番(立寄り)の設置」

東灘警察署の協力を得て、昨年8月10日に六甲アイランドセンター駅下の一角に24時間使用可能な「警察官立寄所」を開設しました。六甲アイランドの交番所が島の南側にある為、警察官がセンター駅に立寄る機会を増やし、島中央周辺の防犯抑止効果を狙ったものです。しかし「立寄所」の性質上、常時警察官が滞在するのではなく、また、東灘区内全体として発生した事件・犯罪への対応が警察署として優先となる為、自治会役員や住民の皆さんが高い想い描いていた姿と現実に大きな隔たりがあります。

街の中央にあり「年末特別警戒」活動の拠点としたり、夏祭りでの警察官詰所として使用しましたが、今後は「防犯」機能を活かしつつ、「街の情報と交流」の拠点として利用頻度を高めていきたく、改めて活用方法を早急に検討しています。

2 「街を代表する」 (1) 地域振興会「業商連」との連携強化

た。これは近未来に想定される東海・東南海・南海地震に備えて、基盤となる各街区管理組合の防災に対する「現状認識・課題共有・体制強化」を推進していくことを目とし、各街区管理組合の防災体制のレベルは各街区の特性に応じて大きくバラツキがあり、ひとつの対処法で済ませるものではありません。各管理組合が独自の課題を独自で改善できるように、今後とも継続して「定期点検・定期訓練」を行うことが望まれます。並行して自治会としては「様々な事態の

想定と適切な対処法」のマニュアル化と防犯体制の確立を進め、いざという時に対策本部として機能できる体制を整えなく存じます。

シティビル
ウォーク▶震災メモリアル
感動のウォーキングラン

地域振興会の月例会合に自治会を代表して参加することで連携強化がスタートしましたが相乗効果が上がるものは今後の活動にかかると思っています。地域振興会と連携した「震災メモリアル感動のウォーキングラン」や「神戸シティマラソン」開催への援助活動は島内の重要な全体行事として定着していくことでしょう。

六甲アイランドCITY自治会は14街区とE4戸建ての「5610世帯」からなりその規模において「日本最大」と言われています。しかし、その質や実力はいかがなものでしょうか? 当自治会は結成19年の歴史を経て、六甲アイランド内で、東灘区で、そして神戸市で確固たる信頼を勝ち得た強力な地域代表組織となり得たでしょうか? 六甲アイランドが抱える課題の大きさを前にした時、地域の各団体のリーダー達は自ら汗をかき、小異を捨て大同団結して「核」を作りあげ内外の課題に立ち向かう結束が不可欠です。その中核をなす主要団体の結束を求めて自治会はまず、「地域振興会」「業商連」の方々と一緒にになって同じ目標で地域課題に取り組むことを、私は方針に掲げ実践して参りました。

六甲アイランドCITY自治会規約 改正案

- (目的)
第1条 本会は六甲アイランド住民の相互親睦と生活環境の向上を図り、住民の創意による活気と魅力ある安全なまちづくりを目的とする。
- (名称と事務所)
第2条 本会は六甲アイランドCITY自治会と称し、事務所は神戸市東灘区向洋町中2丁目8番地「R I C ふれあい会館」に置く。
- (会員)
第3条 本会の会員は、六甲アイランドの管理組合会員の店舗を含む住宅区域に居住する世帯をもって組織する。
2 本会の会員は居住とともに会員資格を有し、転居したとき会員資格を失う。
3 本会の会員はこの規約に基づく総代および役員への希望、本会の事業参加、総代を通じて意見を述べることができる。
4 本会の会員は所定の会費納入、規定に定められた事柄の遵守義務を負う。
5 六甲アイランド所在の企業、事務所等は賛助会員になることができる。
- (事業)
第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
① 住民の福祉増進と親睦、互助に関する活動
② 行政との協力および連絡調整に関する活動
③ 火災消火、緊急防災、暴力放逐、路上駐車・迷惑駐輪追放、放置塵芥清掃など生活環境整備と向上に必要な活動
④ 青少年育成に関する活動
⑤ その他本会の目的達成に必要な活動
- (役員)
第5条 本会の役員は次のとおりとし任期は1年とする。ただし再任を妨げない。なお欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
① 会長 1名
② 副会長 若干名
③ 会計 1名
④ 監事 2名
⑤ 街区代表者 各街区毎に1名
⑥ 部長 **各部** 1名
⑦ 副部長 若干名
本会に次の部を置く。
(ア)総務部…庶務・財務全般、会議の招集・進行、議事録の作成保管、ならびに R I C ふれあい会館の管理など。
ただし、R I C ふれあい会館の管理・運営規則は別に定める。
(イ)広報部…ホームページの作成・更新・管理、六甲アイランドの編集・発行、本会の広報に関することなど。
(ウ)事業部…スマートピーニングカーニバル、文化フェスティバル、シティヒルウォーク、ラジオ体操等の企画・運営など。
(エ)環境部…環境保全、緑化、美化の推進など。
(オ)生活安全部…防犯活動、防災福祉コミュニティの運営、青少年指導など。
⑧ 役員 各街区毎に若干名
- (役員の職務)
第6条 本会役員の職務は次のとおりとする。
1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは副会長の互選によりその職務を代理し会長が欠員のときはその職務を代行する。
3 会計は、本会の会計を掌理する。
4 監事は、本会の事業(業務)と会計を監査する。
5 街区代表者は、各街区住民の意志を反映するため、各街区管理組合理事会において本会活動の現状報告をする。
6 部長、副部長は各専門部を掌理する。
7 役員は街区代表者を補佐するとともに、本会の運営に積極的に参加する。
- (役員の選任)
第7条 本会役員の選任は次の方法による。
1 役員は各街区毎に会員の中から、総代会で決定する。ただし、必要に応じ会長が指名することが出来る。
街区代表、街区役員が総代会以後に交代した場合は、直近で開催された役員会で承認する。
- 2 会長、副会長、会計、監事は役員の互選により選任する。
3 街区代表者は、各街区毎に原則として管理組合理事長が就任する。
4 部長、副部長は各部において互選により選任する。
5 役員は各部に必ず所属する。
- (報酬)
第8条 本会役員は無報酬とする。
ただし、会務の必要性による交通費、会費、および研修費は支給する。
- (顧問)
第9条 本会に**役員会**の承認を得て顧問を置くことができる。
2 顧問は役員と兼務することはできない。
3 顧問は会長が必要とする場合は会議に出席、意見を述べることができる。
- (会議)
第10条 本会の会議は次のとおりとする。
1 部長会議は、原則として毎月1度会長が招集し議長となる。
2 役員会議の開催は、原則として毎月1度会長が招集し議長となる。
委任状出席を含め構成員の過半数の出席で成立し、本会の運営に必要な事項を審議するが出席者の過半数の賛成により決定する。
3 各部会議は、必要に応じて部長が招集し議長となる。
各部会議には、他部の役員が出席することができる。
- (総代会)
第11条 総代会は本会の最高決議機関であり、次により開催する。
1 定時総代会は毎年1回事業年度終了後4ヶ月以内に、臨時総代会は必要に応じて役員会の議決により、会長が招集しそれぞれ開催する。
2 総代会は、会員から各街区毎に概ね30世帯につき1名の割合で立候補者を優先して選出した総代で構成し、構成員の過半数の出席で成立する。
3 総代は各街区の代表として出席とともに、役員に就任できる。
4 総代会における議決は、委任状出席を含め過半数の賛成により決する。
ただし、賛否同数の場合は議長が決定する。
5 総代会の議長は出席総代の互選により選出する。
6 総代会議事の経過および結果を記載した議事録を作成、議長ならびに総代2名が署名捺印する。
- (総代会の審議事項)
第12条 総代会は次の事項につき審議する。
1 前期事業報告および決算報告
2 次期事業計画および収支予算
3 規約改正に関する事項
4 役員選任または解任
5 その他特に必要な事項
- (会計年度)
第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終る。
2 会計年度が終了したときは、すみやかに決算を行い監事の監査を受け総代会の承認を得なければならない。
- (経費)
第14条 本会の経費は、会費、賛助会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。
2 会費は一世帯月額150円とし、原則として各街区管理組合を通じ毎月末までに本会所定口座に振込む。
3 納入された会費は返戻しない。
- (細則)
第15条 本会の運営に必要な事項で、この規約に定めていない事項についてはその都度役員会で定める。
[附則] 本会の規約は平成4年4月1日から実施する。
平成 6年7月8日一部改正 平成 9年6月29日一部改正
平成 10年7月5日一部改正 平成 13年7月 1日一部改正
平成 15年7月6日一部改正 平成 16年7月 4日一部改正
平成 19年7月8日一部改正 **平成23年6月5日一部改正**

自治会活動方針

来期は六甲アイランドCITY自治会発足以来20年目を迎える。過去、先輩諸兄の並々ならぬ努力によって自治会が結成され、維持運営されて大きな節目を迎えたことを住民の皆さんと喜びあいたいと思います。また、この節目を機会に時代の流れを見据えて更なる組織力・地域力向上を目指します。今期の「重点活動方針」は以下のとおりです。

1 「防犯・防災」体制の再選出・組織作りと体制強化

3月11日に発生した東日本大震災は日本有史以来の大惨事となりました。地震の規模とそれによって発生した津波の脅威は想定を超えたもので、逃げる間も無く数万人の尊い命が奪われました。恐るべき現実です。その危機は私達にもいずれ想定される東海、東南海、南海地震によって襲いかかってくると考ええておかねばなりません。私は自治会長就任当初から「自治会の活動の基本は地域の防犯・防災である」と訴えてきました。特に防災については昨年の活動実績のとおり、6月に神戸市危機管理局を招聘して「津波」の被害に対する勉強会を行った「防災マップ」の更新し、一齊に「防災訓練」を実施してきました。これは今後の防災体制づくりのための序章(始まり)なのです。

六甲アイランドの住民の皆さんは防災に対する高い意識をお持ちです。しかし、自分の家族を守るだけではなく、今年は一歩踏み込んで隣の人々を助ける、そして地域の安全を確保する「ボランティア活動」

に積極的に関わっていただきたいと思います。

地域の防災力強化は各街区から始めて下さい。自治会としては今年の活動方針の柱として「防災委員会」を設置し、各街区から最低2名を「防災委員」として選出いただきます。

第20期(2011年度)事業計画案

事業計画案

また「住民どうしの挨拶の励行」を自治会として今年も皆さんに呼びかけて参ります。

是非、同じ棟や区域の住民の皆さんのが声かけあうこと、気持ちよい習慣とともに、空き巣や不審者の侵入ができにくい環境づくりを心掛けていきましょう。

2 自治会20周年を有意義にする活動について

(1) 自治会活動の内容の見直し

自治会が活動できる内容、規模はその「財源規模」にもよります。が、果たして私達は「住民にとって価値のある自治会活動」ができるのでしょうか? 或いは現行の「一世帯当たり月150円」の自治会費は公平・適正なのでしょうか? 世帯当たり月150円の自治会費は公平・適正なのでしょうか?

自治会20周年を機会に自治会活動の中味を見直し、あるべき姿、より適切な活動を行っていくに相応しい財源はどうあるべきか、総点検の時期にきていると思います。

これは自治会費を増やすのが目的ではなく、新たに追加すべき活動は何か、必要な財源をどうするか? 或いは削減すべき費用は何か

ということを考えていいくことが大切なのです。例えば「まちのにぎわい」づくり創出委員会は自治会、地域振興会、まちづくり協議会の三団体合同で取組んで行きますが、

住民・商店・企業・行政の「総合力」が重要となります。県や市の助成金のみで、他力で「にぎわい」が生まれるものではありません。

また、日本に存在する「町内会の自治会」の規模は六甲アイランド内の300世帯から700世帯ある「街区ごとの規模で自治会が存続し運営されています。街区によっては六甲アイランドCITY自治会に加盟していないくとも独自の自治会を持ち立派に運営しているW8やW9が存在しています。また「戸建て」の方々はE4戸建てを除いて、独自組織を持つています。そうした別個の自治会と今後どう連携を図っていくのかを見直す時期

防犯委員も各街区より最低1名選出して体制を強化します。六甲アイランド内には幾多の照明がありますが、「薄暗い」ところや見通しの悪い場所は、「犯罪」の起き易い危険性があります。従って防犯委員は定期的に行い、行政に不具合を報告し改善させる活動のサイクルを早く回していきましょう。

